

## 箱根町請負工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、箱根町が発注する請負工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公共工事の品質の確保等を図るため厳正かつ的確な評定を実施し、もって請負業者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、工事請負費で実施する工事（以下「工事」という。）を対象とし、1件の契約金額が500万円以上の工事について行うものとする。

(評定者)

第3 第2の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 箱根町契約規則（昭和40年10月23日規則第15号）第51条の職員（以下「監督員」という。）
- 二 工事を発注している課（以下「工事主管課」という。）の副課長
- 三 箱根町契約規則に定める契約担当者の指定する職員（以下「検査員」という。）

(評定の方法)

第4 評定は、別に定める「箱根町請負工事成績評定採点基準」により、工事ごとに監督又は検査で確認した事項に基づき、的確かつ公平に行うものとする。

2 評定の結果は、工事成績採点表（第1号様式、以下「採点表」という。）記録するものとする。

3 評定は、評定者ごとに独立して行うものとする。

(評定の実施)

第5 監督員及び工事主管課の副課長は工事が完成したとき評定を行い、採点表を検査時に検査員へ提出するものとする。

2 検査員は検査後に評定を行い、当該工事の評定点（採点の評定点合計、以下「評定点」という。）を算定する。

(受注者への評定結果の通知)

第6 町長は、工事請負者に対して、工事成績評定通知書（第2号様式、第7において「通知書」という。）により評定結果を通知するものとする。

(説明請求)

第7 第6による通知書を受けた工事請負者は、受領した日から14日以内に、町長に対し書面により評定結果の説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答)

第8 町長は、第7による評定結果の説明を求められた場合、速やかに書面により回答しなければならない。

(評定点の公表)

- 第9 評定結果は、年度ごとにまとめ、町ホームページで公表するものとする。
- 2 公表内容は、工事名、請負者名、業種名、完成検査日、契約金額及び評定点とする。
  - 3 前項の規定による公表期間は、検査を実施した年度の翌年度から3年間とする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月9日から適用する。

工 事 名	請 負 者 名															契約金額(最終)																		
	工 期															完成年月日																		
考査項目	細 別	監督員(主任技術評価者)					副課長(総括技術評価者)					検査員(技術検査員) 出来形・中間					検査員(技術検査員) 出来形・中間					検査員(技術検査員) 完成												
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名												
		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																												
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																												
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		±0	-7.5	-15																					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		±0	-7.5	-15																					
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0							+1.0																					
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						+0点																											
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+0点																																
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	±0																							
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)												± 点					± 点																	
評定点(65点±加減点合計)※1		① 65.0点					② 65.0点					③ 点					④ 65.0点																	
評定点計		65.0点					○出来形(中間)検査があった場合：(① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2) = 点 ※但し、③(出来形、中間)が2回以上の場合には平均値 ○出来形(中間)検査がなかった場合：(① 65.0点 × 0.4 + ② 65.0点 × 0.2 + ④ 65.0点 × 0.4) = 65.0点																											
7. 法令遵守等 ※7							- 0 点																											
評定点合計 ※8		65.0点					○評定合計( 65.0 点 ) - 法令遵守( 0 点 ) = 65.0 点																											
所 見 ※5		(監督員)					(副課長)					(検査員)																						

※1 65点 + 1.～3. の評定(加減点合計) + 4.～6. の評定(加点合計) = 評定点  
各評定点(①～④)は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、監督員からの報告を受けて副課長等が評価するものとする。

※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4 4. , 5. , 6. は加点点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。

※5 a・d・e評価があればその内容を、または特別の事項があれば記載する。

※6 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員、副課長等が行う。

※7 法令遵守等の評価は、副課長等が行う。

※8 評定合計は、四捨五入により整数とする。

年 月 日

様

箱根町長

## 工事成績評定通知書

次の工事について、完成検査に合格したので、評定結果を通知します。

なお、評定結果に疑問がある場合は、通知を受領した日から起算して14日以内に、町長に対し説明を求めることができます。

1 工 事 名

2 契約工期 年 月 日 ～ 年 月 日

3 検査年月日 年 月 日

4 評定結果

評価項目	細別	評定点	標準点	満点
1. 施工体制	I 施工体制一般		2.9	3.3
	II 配置技術者		2.9	4.1
2. 施工状況	I 施工管理		9.4	13.0
	II 工程管理		6.1	8.1
	III 安全対策		6.2	8.8
	IV 対外関係		2.9	3.7
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形		9.3	14.9
	II 品質		9.4	17.4
	III 出来ばえ		6.5	8.5
4. 工事特性 (加点のみ)	I 施工条件等への対応		3.3	7.3
5. 創意工夫 (加点のみ)	I 創意工夫		2.9	5.7
6. 社会特性 (加点のみ)	I 地域への貢献等		3.2	5.2
評点点計			65.0	100.0
7. 法令遵守等 (減点のみ)				
評定点合計			65点	100点